

令和4年8月22日

於

府中市役所北庁舎3階第1・2会議室

第4回

府中市廃棄物減量等推進審議会会議録

府中市生活環境部資源循環推進課

第4回府中市廃棄物減量等推進審議会会議録

- 開催日時 令和4年8月22日（月）
午前10時00分～午前11時35分
- 開催場所 府中市役所北庁舎3階第1・2会議室
- 出席委員 11名
宮脇健太郎会長、川辺万吉副会長、大向貴子委員、柴澤弘一委員、
照井丈夫委員、星野加恵子委員、横山龍男委員、筒井孝敏委員、
松村竜二委員、山谷修作委員
(以下リモート出席者)
井上光男委員、
- 欠席委員 2名
甫足みのり委員、井上博正委員
- 傍聴人 2名
- 事務局他
新藤生活環境部長、楠本生活環境部副参事、大川資源循環推進課長、
篠塚資源循環推進課長補佐、松本資源循環推進課3R推進係長、
土橋資源循環推進課指導係長、佐藤資源循環推進課指導係主査、
鈴木資源循環推進課施設係長、杵渕資源循環推進課事務職員、
清水資源循環推進課事務職員
パシフィックコンサルタント株式会社 米田氏、高橋氏
- 議事
 - 1 諮問事項について
 - (1) 素案について
 - ・食品ロス削減推進計画について
 - ・目標値について
 - (2) 廃棄物処理手数料の方針について
 - 2 その他

午前10時00分開会

【開催あいさつ】

○会 長 皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しいところ、当審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。暑さも少し和らいだところですが、会場の中ではぜひ熱い議論を進めていただきたいと思います。

ただいまから第4回府中市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。初めに本審議会の発言時の注意事項につきまして、事務局から改めてご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、初めに会場にお越しいただいた方へのお願いとなりますが、ウェブ参加者にも発言内容が聞こえるよう、本日の会議における発言時には全てマイクを使用いたしますので、よろしくをお願いいたします。

また、ウェブから参加されている委員の方に発言者が分かるよう、マイクをお渡しする際に事務局から「〇〇委員です」などのご案内をさせていただきます。スムーズな進行にご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○会 長 それでは続きまして、本日の委員の出席状況について事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 本日は委員11名にご出席頂いてございます。委員過半数の出席がございましたので、府中市廃棄物減量等推進審議会運営要綱第5第2項の規定により、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

○会 長 ありがとうございます。それでは続きまして、傍聴者希望について、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 本日は2名の方から傍聴希望が出ております。以上でございます。

○会 長 2名の方から傍聴希望が出ているということでございますので、傍聴希望を認めたいと思います。それでは、傍聴希望の方の入場をご案内してください。続いて本日の配付資料について、事務局よりお願いいたします。

○事務局 それでは本日の配付資料に関して説明させていただきます。

(配布資料説明)

○会 長 続きまして次第の内容に入ります前に、前回の会議録の確認をしたいと思います。既に委員の皆様には第3回の会議録を事前に送付させていただいております。事務局ではその後に修正などございましたでしょうか。

○事務局 本日まで委員の皆様から特段修正等のご連絡はございませんでしたが、2ページと15ページに脱字がございましたので、そちらは修正いたします。以上でございます。

○会 長 ありがとうございます。それではそのほか委員の皆様で、事前に確認されて何かお気づきの点等ございましたでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、修正内容含めて確定することとさせていただきます。今後発言者の氏名を削除した上で、市政情報公開室や市のホームページで公開することになりますので、よろしく願いいたします。これ以降はお配りしている次第に沿って進めさせていただきます。

【諮問事項について】

○会 長 まず次第の順番ですけれども、「1 諮問事項について」となっておりますので、これについて進めてまいります。今回は2つございまして、「素案について」というところの中に、「食品ロス削減推進計画」、それから「目標値について」の内容になってございます。2番目として、「廃棄物処理手数料の方針について」の内容でございます。

まず1つ目から参りたいと思います。資料については事前にお送りしております。お読みになって、ご意見等ございましたら、事務局の説明の後にご発言をいただくということで、お願いしたいと思います。

【素案について】

○会 長 それでは1つ目です。「素案について」というところになります。まず「食品ロス削減推進計画」について、資料1の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは次第1「諮問事項（1）素案について」、1つ目の黒ポチになります。が、「食品ロス削減推進計画について」のご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まずお手元の資料1「府中市一般廃棄物処理基本計画（素案）」をご覧ください。表紙から1枚めくっていただき、目次を見ていただきますと、前回の審議会でお伝えしたとおり、第3章「ごみ処理基本計画」の後に、第4章として、「食品ロス削減推進計画」が追加となっております。その結果、「生活廃水処理基本計画」は1章ずれて第5章となっております。

今回はこの追加となった第4章「食品ロス削減推進計画」についての内容を説明させていただきますが、その前に前回審議会の施策内容について、委員よりエコセメントに関する質問が出ておりましたので、まずそちらを先に簡単に説明させていただきます。

お配りをしておりますA3の資料1-2「第3回審議会での御質問内容」をご覧ください。こちらはエコセメント事業を実施している東京たま広域資源循環組合より図を提供いただきましたので、この内容を見ながら説明をさせていただきます。

まずエコセメントとは何かですが、こちらはごみを清掃工場で焼却した際に発生する焼却灰や汚泥などの各種廃棄物を主原料としたセメントのことになりまして、標準的なセメントと同等の品質を持っております。

エコセメントの製造方法といたしましては、資料下段のエコセメントができるまで、数字の1番から7番まで書いてあるところになりますが、こちらをご覧ください。本市では清掃工場であるクリーンセンター多摩川から発生した焼却灰は、東京たま広域資源循環組合に搬入されまして、搬入された灰は前処理として乾燥、粉砕されて、石灰等の副資材が混ぜられます。前処理が終わった焼却灰はキルンと呼ばれる焼成炉の中で1, 350度以上の高温でクリンカという塊に加工されます。このクリンカに石こうなどを加えて粉砕されたものがエコセメントとなります。

製造されたエコセメントはコンクリート等の原材料として、そのまま出荷されております。販売されたエコセメントにつきましては、コンクリート製品製造工場や生コンクリート工場を経て、コンクリートの境界ブロックや敷石、視覚障害者誘導用ブロックなどの道路用品の製造に使用されております。また、コンクリートとして道路整備等でも使用されております。エコセメントに関する説明は以上となります。

それでは、本題の第4章「食品ロス削減推進計画」の内容に入っております。資料1の69ページをご覧ください。前回審議会でも少し触れさせていただきましたが、令和2年3月に食品ロス削減推進法基本方針が政府により閣議決定されまして、市町村は「食品ロス削減推進計画」の策定を求められております。この基本方針の中では、地域の食品関連事業者等の関係団体、事業者との協働やフードバンク活動基盤の強化のための連携をすること。一般廃棄物の組成分析調査による地域の現状を把握することなどが重要であるとされております。

この基本方針に基づきまして、家庭系及び事業系の食品ロスを平成12年度比で令和12年度までに半減させるという国の目標の達成に寄与する計画となるよう、背景、現状及び課題、目標値の設定、施策という4つの項目で食品ロス削減推進計画を構成しております。

では、実際に内容を見てまいります。69ページの4.1「背景」をご覧ください。本市においては従来食品ロスの組成分析調査を実施しておらず、今年度7月に初めて実施をいたしましたので、過去の食品ロス発生量は把握できておりません。そのため背景部分につきましては国の統計情報を掲載しております。現在我が国の食品ロス量については表4-1にありますとおり、平成30年度と令和元年度を比較しますと、家庭系、事業系ともに15万トンの削減に成功しており、令和元年度の食品ロス量は国が推計を開始した平成24年度

以降で、最小の発生量である570万トンとなっております。

しかし、現状でも国民1人1日当たり約124グラムの食品ロスが依然として発生をしており、この量はお茶碗1杯分の重量と同等に換算することができる数字であります。そのため食品ロスを減量する余地がまだ残っていることが伺えます。

また、食品ロスが発生することにより生じる問題としては、環境問題及び食料問題が挙げられております。この問題を解決していくためにも、引き続き食品ロスの取組を推進していく必要性、重要性が背景にあるということです。

続きまして、「本市における食品ロスの現状及び課題」についてですが、こちらは70ページに掲載を予定しております。今年度7月に実施をしました組成分析の結果を整理した上で、次回の審議会で報告をさせていただきます。

次に71ページ、4.3「目標値の設定」をご覧ください。先ほどご説明したとおり、国は食品ロスを平成12年度比で令和12年度までに半減させることを目標として掲げており、本市でもこれを踏まえて目標を設定する予定となっております。ただし、本市では過去の食品ロスの実態を把握できておりませんので、全国の平成12年度から令和元年度にかけて減少している割合を本市でも同様に減少しているものと仮定して設定いたします。

71ページの表4-2「各年度における食品ロス発生量（全国）」をご覧ください。平成12年度の食品ロス量を目標値である半分の数値にしたものが、令和12年度の数値となっております。

令和元年度とこの令和12年度の数値を比較した場合、令和元年度の食品ロス量を基準に、家庭系は約83%まで削減、事業系は約89%まで削減する必要があります。なお、令和3年度までの削減割合は新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、令和元年度から削減割合が変動していないものとして設定しております。そのため目標値は今年度7月に実施をいたしました組成分析の結果から計算した本市の食品ロス量に、家庭系では約83%、事業系では約89%の割合を掛けて算出する予定となっております。目標値も前ページと同様に、組成分析結果の整理をした上で、次回審議会で説明をさせていただきます。

なお、本計画につきましては、令和5年度から令和14年度までの10年間の計画となりますので、国が掲げる令和12年度までの目標を令和14年度までに達成する計画とする予定となっております。

それでは、72ページの4.4「施策」をご覧ください。目標値を達成するための施策として、6つの項目を記載しております。

まず1つ目の施策になりますが、「食べきり協力店制度の実施」となっております。本市では、小盛りメニューやハーフサイズメニューを導入している、

お客様の要望に応じて食材を調整している、料理を持ち帰ることに対応しているなど食べ残しを減らす取組を行っている飲食店を紹介する「府中市食べきり協力店制度」を実施しております。協力店には目印となるステッカーなどの啓発物を配布しております。この制度を継続し、宴会時の開会30分間は食事を楽しみ、お開きの10分間は席に着いて料理を残さず食べる3010運動や、小盛り商品メニューを盛り込むこと、食べきれなかった人へ持ち帰りを促すことなどの工夫を推進してまいります。

次に2つ目の施策ですが、「フードドライブ、フードバンク活動及びフードシェアリングサービスの実施」となっております。本市では令和2年度よりフードバンク団体を通じて、食料を必要としている人たちに向けて寄附をするフードドライブ及びフードバンク活動を行っておりますが、今後も継続して実施をしてまいります。またアプリやECサイト、ECサイトとはざっくり言いますと、事業者が自社商品を単独で販売するサイトのことを主に指しますが、これらを通じて売れ残りなどを防ぎたい事業者と食料を求める人、団体をマッチングするフードシェアリングサービスの利用を推進してまいります。

次に3つ目の施策ですが、「手前どりの働きかけ」になります。購入してすぐ食べる場合などに、商品棚手前にある商品や販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ手前どりを呼びかけるポップの作成など、賞味期限を過ぎて廃棄される食品ロスを削減するための働きかけを実施してまいります。

次に4つ目の施策ですが、「食品ロス削減に向けたPR・広報」になります。施策の1から3で掲げている内容を市民に広く知ってもらうために、食を知る、食を楽しむ視点を含めたPRや広報を様々な媒体を通じて周知してまいります。

次に5つ目の施策ですが、「生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入補助制度」になります。どうしても発生してしまう食品廃棄物の削減のため、家庭内でのコンポスト等の導入による堆肥化もできるよう、補助支援制度を引き続き実施しまして、より資源循環の効果が高い生ごみ堆肥化容器を積極的にPRしてまいります。

73ページに移りまして、最後の6つ目の施策ですが、「生ごみ処理機の貸出事業」になります。5番目の施策を推進するため、生ごみ処理機の貸出事業を引き続き実施し、購入を検討されている方、試してみたい方の後押しをすることで、生ごみ処理機利用者の拡大を図り、発生してしまう食品廃棄物の減量や再生利用につなげてまいります。施策の説明は以上となります。

73ページの最後には食品ロス関連施策の話題として、10日や30日に冷蔵庫の中身を確認する習慣をつけて、食品の無駄を減らす運動などについてのコラムを掲載しております。

これで第4章「食品ロス削減推進計画」についての内容は終了となります。食品ロスについては身近な問題でもあり、日々の生活の中で感じていることなど、幅広くご意見をいただきましたら幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○会 長 ありがとうございます。資料1素案ですけれども、こちらは今回追加になりました第4章食品ロスに関するところですね。その辺りについてのご紹介を頂きました。記述内容、また目標の設定等について、ご意見があればお伺いしたいと思いますので、よろしく願います。なお、先ほどご紹介もありましたが、府中市の正確なごみ組成がまだ出ていない、調査が行われたばかりということで、その辺りの数値がまた入ってきますので、こちらは次回以降で正確な数値が入ってくるということになってございます。いかがでしょうか。ご質問等、もしくはご意見等よろしく願います。

○委 員 施策の中にやはり、府中市のごみ減量というのは市民、事業者、行政の三者による協力ということで、確か長年進めているということを広報にも掲載されていると思います。その点で地域ごみ対策推進委員さん、各文化センターに100人近くの方がおられますから、この地域ごみ対策推進委員さんとの連携ということをぜひこの中に入れていただいて、例えば地域ごみ対策推進委員さんの研修をすとか、当初地域ごみ対策推進委員さんというのは、ごみ減量を進めるということのできた制度だったと思うのですけれども、そのための2つ目の制度として、食品ロスを地域ごみ対策推進委員さんみんなでやっということができるのであればいいのではないかなと私は思います。以上です。

○会 長 ありがとうございます。それでは続けて願います。

○委 員 先日ヤオコーのチラシを見ましたら、食品ロスの削減についてというのが載っていました。各企業でもかなり努力されていると思うので、家庭の食品ロスは大したことないのですよ。それにお年寄りが多いので、何を食べてどうしていいのかというのが、もし日付がずれていたら捨ててしまうという感覚的なものだと思うので、私らの子どもときは匂いとか形とか見て捨てますけれども、今の人には日付を見て捨ててしまうので、そこをちょっと考えてもらおうと一番いいかなと思います。

○会 長 ありがとうございます。生活密着型で非常に大事なご意見かと思えます。そのほかいかがでしょうか。

○委 員 基本的なところで教えていただきたいのですが、ごみ組成の調査の分析というのは、要は燃えるごみに出た中に何が入っているかという形なのかなと思うのですが、どのぐらいの精度でできるものなのかなというのを教えてください。

○会 長 ありがとうございます。ご質問ですので少し回答をよろしく願

いたします。少し簡単に焼き方なんかも紹介いただいたほうが分かりやすいかと思えます。

○事務局 組成分析につきましては、過去も引き続きやっておりました。具体的に申しますと3つの地域をピックアップした中で、燃えるごみ、燃えないごみ、容器包装プラスチックをそれぞれピックアップした中で、燃えるごみの中でどういった分類があるかというのを調べております。

今回はこの組成分析に追加をして食品ロスの部分を調べるということで、燃えるごみの中の厨芥類までで今までは止めていたものを、その厨芥類をさらに細かく見えています。食べ残し、直接廃棄、そして調理くずですね。調理くずはりんごの皮や芯といった部分、それがほとんど大きくなりますけれども、それから直接廃棄の部分が食品ロスにつながってくる部分、袋にそのまま入ったものがごみとして出ている、それを細かく分析していくところですが、直接廃棄についてはさらに丸々残っているもの、半分だけ残っているもの、20%以下しか残っていないもの、さらに消費期限が来ているもの、消味期限が来ているものと細かい形で分類をしております。

全地域のごみを調べているということではないので、正確性というものは100%ではありませんけれども、毎年同じ地域で、戸建て住宅のもの、集合住宅のものという形で分けてそれぞれやっておりますので、精度がどの程度かと申し上げるとなかなか難しい答えになりますけれども、組成の分析の方法としてはそういう形でやっております。以上です。

○会長 よろしいでしょうか。丁寧にやっていただけるということだと思いますので、また数値が出てきましたら、その辺りの細かなところもご意見いただければと思います。そのほかご意見、ご質問等いかがでしょうか。

○委員 組成分析を踏まえて具体的な削減目標とか、これから設定されるということになると思うのですけれども、市民の意識、これを高めていくということが非常に重要ということで、市民意識調査といいますか、これはもうアンケート調査をするためだけにするというのは大変ですが、例えばモニターさんにお聞きするというだけでもいいかと思えますけれども、意識調査についてはどう考えておられるのか確認させてください。

○会長 ありがとうございます。組成以外の調査についてということで、お願いいたします。

○事務局 市民意識調査ということでございますが、本市では毎年市政世論調査の中で、独自質問というのがございまして、実は令和3年度のときに、ごみ減量や食品ロスという言葉がテーマにいくつか質問をしているところでございます。結果としては積極的に食品ロスに取り組まれているということは、実は数字上は結構出てきていたりだとか、食品ロスという言葉についてはほぼ9

0%以上の方が聞いたことは少なくともあるが、その中で内容を理解しているところはまだ3割程度だったりとか、そういった結果は出ております。こういったところを定期的に毎年、市政世論調査の独自テーマの中でやらせていただいておりますので、毎年の調査はちょっと難しいかなとは思いますが、こういった機会を利用して定期的に意識の向上はどのぐらい進んでいるのかということを図っていくことは必要なのかなと思っております。以上でございます。

○会 長 それでは続いてどうぞ。

○委 員 前回のときに、「ごみ処理基本計画」という資料がありましたよね。そこで「(5) 将来世代への環境教育の実施」という項目がありましたが、そこを見て学校での出張説明ということで話がありました。この学校での出張説明とかで、このフードロスの教育というか、そういう話も入っているのかどうか、ちょっと確認をしたかったですけれども、よろしいでしょうか。

○会 長 ありがとうございます。それではよろしく願いいたします。

○事務局 ただいまの学校への出張という形での学校説明会を去年、一昨年につきましたはコロナの関係で受け入れずということが多かったのですが、今年度につきましたは10校ぐらいの学校に出向いて、DVDまた担当職員が説明しております。

全体的な食品ロスということに関して、それに特化してのカリキュラム、授業メニューはないところでございますが、今後につきましては、令和5年4月からの計画施行について、食品ロスのことも踏まえて、説明の内容に入れていきたいというのは検討しております。説明は以上でございます。

○会 長 非常に重要なことですので、ぜひ進めていただきたいと思えます。そのほかいかがでしょうか。

○委 員 1つちょっとお聞きしたいことがあります。府中市のごみ処理機の購入時の補助制度はありますね。それが今、大体どのぐらいの割合、何%ぐらい補助するのか。それともう1つ、生ごみ処理機の貸出事業とありますけれども、この貸出事業において、どのぐらいの台数が貸し出されているのか、お聞きしたいと思います。以上です。

○事務局 今の生ごみ処理機の補助制度につきましては、上限2万円まで、割合は電気式のものに関しましては、2分の1ということで、4万円のものであれば2万まで、8万円のものでも2万までとなっております。なお、堆肥化容器というコンポスト、コンポスターと言われているものがあるのですが、そちらにつきましては資源循環に寄与されるということで、4分の3の75%までです。

また、現在までに乾燥型につきましては104基で、コンポストにつきました

ては28基のこちらは購入ですね。補助金ということで出しております。

去年コンポストの購入補助金を出した基数につきましては8基。今年度につきましては現時点で28基ですので、少し市民の方が資源循環ということで意識が高まったのかなと思います。

また、貸出数につきましては、令和3年度実績におきましては、電気式乾燥機のもので17基でしたかね。貸している状況でございます。またコンポストにつきましては4基。今年度コンポストの貸出しについては1基で今、貸出中でございます。以上でございます。

○会 長 そのほかいかがでしょうか。

○委 員 先ほどの学校説明での教育というのにちょっと重なってしまうのかと思うのですが、4番の「食品ロス削減に向けたPR広報」で、今後PRを広報や様々な媒体とありますが、様々な媒体とは具体的にどのようにお考えでしょうか。先月ツイッターや広報というお話でしたが、残念ですが広報やツイッターご覧になっていない方はたくさんいらっしゃいまして、ちょっと周知力ということでは若干弱いのではないかなと素人目で思ってしまうのですが、今後そのような媒体ということ、どのようなことをお考えなのかお知らせいただきたいと思います。

○会 長 ありがとうございます。それでは、ツイッターや広報以外の媒体を考えているかというご質問でございますので、よろしくお願いたします。

○事務局 様々な媒体ということで、確かにツイッター、広報、デジタルということもあるのですが、新しい媒体、最新の媒体というのではなく、ゴミ新聞、またケーブルテレビJ：COM、自治会回覧など市役所で使われている媒体を通して、いろいろなもので周知、啓発をしていくという考えでございます。以上でございます。

○会 長 よろしいでしょうか。それでは続きまして、よろしくお願いたします。

○委 員 まず会長にお礼を申し上げますが、この前の会議終了後に、私、年齢的なものもあるのでしょうかけれども、片仮名用語、たくさんいろいろな言葉が出てきますので、注釈をつけていただきたいということで、早速実践していただきましてありがとうございます。

別件で発言させていただくのは、昨晩も角上魚類、お魚専門のスーパーなのですがけれども、たまたま私テレビ見ていまして、この食品ロスにピッタリのテーマで、あそこは売れ残りの商品をすごく有効に利用しているということで、いいお話だったので、内容的に多分資料的に堅苦しいものになると思いますので、余裕があればこのコラムのところなり、そういうところに、こういうお店があるのだよということで、食品ロスにつながりますので掲載していただければ

ばと思って。もし職員の方にテレビで見ましたということで、角上魚類さんにいろいろ問合わせしていただけると、詳しいことが分かると思います。私、テレビであまり真剣に見なかったもので。いい話だなと思うので、今日のテーマにピッタリだと思って、一応発言させていただきました。

○会 長 ありがとうございます。テレビの内容はそのままというわけにはいかないのですけれども、少しコラムの内容にも企業の新しいところ、最近の取組などのご紹介をしていただくことが可能であれば、お願いしたいなと思います。そのほかにいかがでしょうか。それではよろしく願いいたします。

○委 員 (3)の「手前どりの働きかけ」というところで、販売期限が迫った商品を積極的に選ぶ、手前どりの実施を呼びかけるポップを作成するなどありますけれども、多分これ市の広報でやるのかなと思ったのですが、例えばスーパーやコンビニさん、企業さんと連携して店内にそのようなものを広告したほうが効果があるのではないかと思いましたので、発言させていただきました。以上です。

○会 長 ありがとうございます。大変大事な意見かなと思います。もし考えられているところがあればご意見いただきたいですが。

○事務局 この10月に、手前どりルールPOPということで、10月の食品ロス推進月間に合わせて、市内のコンビニ、これは包括協定を府中市で組んでいるのですが、それを利用して40店舗、市内のセブンイレブンさんにルールPOPの掲示ということで、作業を進めているところです。スーパー等々にはなかなか難しいのですが、取りあえず協定店ということでセブンイレブンさんにお話をして、10月からということでルールPOPの掲載を考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○会 長 ぜひ先ほどお話ありましたように、その他に広げていただけるのではないかと。それではどうぞ、よろしく願いします。

○委 員 食品ロスの問題、先ほど媒体というお話がございましたので。合言葉を作るとどうなのかなと僕は思っています。府中市の場合は、ペットボトルのキャップが取れないということで、平日は当時ダストボックスの頃は、ペットボトルのキャップを外さないと大変だったわけで、1日シルバーの人がペットボトルのキャップを外していました。本当に毎日毎日、そのために当時の担当職員さんが、いつになったらこれが終わるのだよと怒られたりした中で、合言葉を作りまして、「ペットボトルのキャップは外そう」と。それからもう1つ、燃えるごみの中に雑紙が非常に多いということで、これも減量を進めるためにはどうでしょうか。「雑誌、雑紙はごみじゃないです」という形で、2つの合言葉を書いて、当時のリサイクルボックスに貼ったり、ダストボックスに貼ったりして、市民の人たちに呼びかけてきました。

だから食品ロスの関係でも合言葉を作って、そうすると子どもが一番最初に覚えてくれます。その子どもが親に言ってくれますという形で、伝言ゲームじゃないですけども、そんな形で1つ、2つでいいと思いますので、作れば面白いかなと思います。

○会 長 ありがとうございます。非常にいいアイデアではないかと思いき、過去うまくいったという事例もごございますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見多数出ておりますが、質問も5件ぐらいですし、意見ということでモニターといったものが出ている状況でございますので、質問も意見を含んだ形の内容も多いので、市のほうで精査していただいて、ぜひ計画の中に取り込んでいただければと思いますし、ここの表現として書ききれない部分も、先ほどの施策のほうで具体的にぜひ取り入れて、少しでも食品ロスを減らせるような方向で進めていただければと思います。食品ロスについては、この辺りで先へ進ませていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、少し先へ進みたいと思います。素案の今回は「目標値」の設定についてという内容になります。それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは「(1)素案について」の黒ポチの2つ目、「目標値について」のご説明をさせていただきます。まず目標値の話をする中で、計画名が2つ出てまいります。1つが、今現在この場で審議をいただいております、府中市一般廃棄物処理基本計画、もう1つが市の最上位計画に当たる府中市総合計画になります。この後の説明におきまして、本計画と言った場合はこの府中市一般廃棄物処理基本計画のことを指し、総合計画と言った場合は最上位計画の府中市総合計画のことを指しますので、ご承知おきください。

では、説明に入っております。まず資料1の56ページ、3.2「ごみ処理基本計画の目標値」をご覧ください。まず「将来人口」と書かれておりますが、こちらは総合計画の将来人口暫定値を使用した将来の人口の予測となっております。今後10年間の人口の推移としましては、令和12年度をピークとして、全体としては増加の傾向の予想となっております。本計画の目標年度である令和14年度の人口は約26万1,664人になると予想されております。

目標値を算出するのに当たり、この将来人口の推移を使用して、市民1人当たりの数値を計算しております。なお、こちらの数字に関しましては、10月1日現在の人口を使用しておりますが、総合計画のほうでは4月1日人口を使用しておりますので、こちらに関しては少し調整が入る可能性がございますので、ご承知おきください。

では次に資料の2「目標値の考え方」という資料をご覧ください。目標値につきましては、府中市総合計画の中でも、市民1人1日当たりの燃やすごみ排

出量、最終処分場での埋立処分量、総資源化率、市民1人当たりの年間粗大ごみ排出量、市民1人当たりの収集後資源化量、こちらの5つの項目を掲げております。

本計画ではこの5つの項目のうち、市民1人1日当たりの燃やすごみ排出量、最終処分場での埋立処分量、資料2で見ますと①②の部分になりますが、こちらの2項目を目標として掲げ、③から⑤の残りの3項目につきましては、計画の進捗状況を把握するための参考指標とする予定となっております。

参考指標とした理由につきまして説明いたしますと、まず③の総資源化率ですが、こちらは3Rの中で優先順位が高い発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の推進により、率が下がる指標となっております。つまり、今まで資源物として市に入ってきていたものの量がリユース等で減ると、結果として市の総ごみ排出量の中での資源物の量が、割合が減りまして、率が下がるということです。そのため、資源循環の進捗を確認する指標としたほうがよいことから参考指標としております。

次に④の市民1人当たりの年間粗大ごみ排出量ですが、こちらは粗大ごみの年間排出量は燃やすごみと比べまして、排出量が低いものとなっております。資源混入等もあまりないことから、メインの項目としては設定しづらいとともに、市民のリユース活動の変化を確認する指標としたほうがよいことから参考指標としております。

最後に⑤の市民1人1日当たりの収集後資源化量ですが、こちらはリサイクルプラザに搬入されたごみから、選別された資源物の量を市民1人1日当たりに換算した数値でありまして、処理施設の処理能力の影響を受けることから、メインの項目として設定しづらいとともに、適正な処理状況を確認する指標としたほうがよいことから参考指標としております。

では具体的な数値に入る前に、目標値の設定について説明をさせていただきます。1ページめくっていただきまして2ページをご覧ください。まず目標値の設定年度ですが、本計画の中間目標年度の令和9年度と計画最終年度の令和14年度を目標の設定年度としております。

次に目標値設定の考え方についてですが、目標値を設定するのに当たり、将来発生するごみ量を予測する必要があるため、過去の実績値から単純推計を行いました。2ページの図に書かれている部分ですね。単純推計とは本市における現行の分別収集処理体制を維持した場合のごみ量の将来的な推移を算出するものになります。この単純推計の結果に施策効果を反映させることで、目標値のラインを出して設定をしております。

では3ページをご覧ください。こちらは施策効果の設定概要となっております。施策効果につきましては、主要かつ効果の定量化が容易な施策・対策とし

て、(ア) から (エ) までのところで設定をしております。

まず (ア) 生ごみ減量対策 (食品ロス削減、水切り対策の実施)、(イ) 粗大ごみ減量対策、(ウ) 製品プラスチック資源化対策、(エ) 紙類、容器包装プラスチック類及び燃やさないごみの分別徹底による資源化対策の4つの設定となっておりますが、こちらを目標値に反映させております。

1 ページ飛ばしまして5ページをご覧ください。1つずつ対策を見てまいります。まず (ア) 生ごみ減量対策 (食品ロス削減、水切り対策の実施) ですが、令和元年10月に施行された食品ロス削減推進法を契機としまして、食品ロスの削減を求められていることから、フードドライブや食べきり協力店制度の活用により、食品ロスの削減を図ります。また生ごみの大部分が水分であることから、一層の水切り対策により生ごみの減量を図ります。

こちらの実施時期ですが、令和5年度から厨芥類、いわゆる台所から出る野菜くず、食べ物の残りなどのごみを1年目2%、2年目4%、3年目以降を6%削減するものとして、こちらがその削減量で推移した場合、10年間で約1万9,000トンの減量・資源化量を見込んでおります。

こちらの対策が寄与する本計画の目標項目としましては、市民1人1日当たりの燃やすごみ排出量となりますが、先ほど第4章で説明しました「食品ロス削減推進計画」にも影響します。

次に (イ) 粗大ごみ減量対策ですが、ジモティーなどの民間事業者と連携した再使用 (リユース) の推進を通して、粗大ごみの再使用を強化することで粗大ごみの減量効果を図ります。こちらは令和5年度から令和7年度までに現在の量から粗大ごみを約7%削減し、以降もその削減を維持することにより約10年間で2,000トンの減量・資源化量を見込んでおります。こちらは寄与する本計画の目標項目としては、市民1人当たりの年間粗大ごみ排出量となります。

次に6ページをご覧ください。(ウ) 製品プラスチック資源化対策ですが、前回審議会でもお話しさせていただいたとおり、本市におきましては令和9年度より稼働予定の府中市リサイクルプラザ完成と同時に、燃やさないごみからの製品プラスチックの分別回収・資源化を開始する計画となっております。そのため、その際の導入効果を反映させております。なお、ここでは燃やすごみに混入する製品プラスチックについても対象としております。

令和3年度に実施した組成分析の結果によって、燃やさないごみに含まれている容器包装以外のプラスチック類の割合は約26%ありまして、燃やすごみに含まれている容器包装以外のプラスチック類の割合は約1%となっております。これを削減していくこととなりますが、プラスチックの一括回収は分別開始直後からすぐに市民の皆様が対応することが難しいと予想されるため、

徐々に協力率を上げていく設定としております。実施の時期は新しいリサイクルプラザが稼働する令和9年度からとなりまして、1年目は燃やすごみ、燃やさないごみに含まれる製品プラスチックの量を25%削減し、2年目からは50%の削減を継続することで、6年間で約3,000トンの減量・資源化量を見込んでおります。こちらが寄与する本計画の目標項目としましては、市民1人1日当たりの燃やすごみ排出量、総資源化率、市民1人1日当たりの収集後資源化量となります。

7ページに移りまして(エ)紙類、容器包装プラスチック類及び燃やさないごみの分別徹底による資源化対策についてですが、こちらは令和3年度における燃やすごみの組成分析の結果では、燃やすごみ以外の成分が約20%混入しておりました。資源物が17.46%、燃やさないごみが1.81%、燃やすごみの中に入っていたということです。こちらを再度分別による資源化の協力を呼びかけることで、資源化を図ってまいります。なお、燃やさないごみや容器包装プラスチックに含まれる資源物に関しましては、発生量や分別可能な量が少ないため、ここでは効果を見込んでおりません。

こちらは令和5年度から燃やすごみの中に含まれる紙類、容器包装プラスチック類、燃やさないごみの量をそれぞれ1年目は10%、2年目は20%、3年目からは30%の協力削減を継続することで、10年間で約1万1,000トンの減量・資源化を見込んでおります。寄与する本計画の目標項目としましては市民1人1日当たりの燃やすごみ排出量、総資源化率、市民1人1日当たりの収集後資源化量となります。

それでは実際の目標値、参考指標を見てまいります。まず8ページ、(1)ですが、市民1人1日当たりの燃やすごみ量となっております。令和3年度の燃やすごみの排出量は、市民1人1日当たり410グラムとなっております。これを令和9年度までに1人1日当たり352グラム以下、令和14年度までに349グラム以下を目標として設定しております。

次に(2)最終処分場での埋立処分量についてですが、こちらは現状も府中市は埋立処分量が今ゼロとなっておりますが、令和9年度、令和14年度におきましても、最終処分場での埋立処分量0トン以下を維持することを目標値としております。

次からは参考指標になりますが、(3)総資源化率につきましては令和9年度及び令和14年度の総資源化率を、多摩地域1位を目指すものとして設定しております。なお、こちらにつきましては、現在達成が非常に困難な目標となっておりますが、市民の意識改革につなげるために、あえて多摩地域1位を目指すとして設定しているものになります。

次に9ページをご覧ください。(4)市民1人当たりの年間粗大ごみ排出量

ですが、令和3年度現在市民1人当たりの年間粗大ごみの排出量は8.22キログラムとなっております。これも令和9年度までに市民1人当たりの年間排出量を7.46キログラム以下にしまして、これを令和14年度まで維持することを目標といたします。

最後に(5)市民1人1日当たりの収集後資源化量ですが、令和3年度現在は市民1人1日当たり72グラムとなっております。これを令和9年度までに市民1人1日当たり79グラム以上、令和14年度までに81グラム以上に増加させることを目標とします。

全体的なまとめになります。まとめますと、総合計画で定める目標項目を基に、本計画の目標、参考指標を定め、過去のごみ量実績値から将来のごみ量を単純推計で求めまして、こちらに施策として実施する項目の効果を設定し、目標値、参考指標の数値を計算しているものとなっております。目標値についての説明は以上となります。

○会 長 ありがとうございます。ただいま資料2、目標値の設定についての説明が終わったところでございます。この内容につきまして、ご質問またはご意見などありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。お願いいたします。

○委 員 9ページの部分ですけれども、市民1日1人当たりの収集後総資源化量の中で、平成28年は78グラム、令和2年度は77グラムで、令和3年度は72グラム、6年間の中で令和3年が一番減っているのですけれども、このことはどのように分析されているわけですか。

○会 長 よろしく申し上げます。令和3年度の数値についてのご確認ということでございます。

○事務局 今のところの分析といたしましては、ここの部分が目標にせず参考指標とした理由の1つになってくるのですが、そもそもリサイクルプラザのほうにごみ、結果として資源物になるものもあるのですが、ごみとして入ってくるものの量によって数字が増えたり減ったりする部分の影響を少し受けてしまうものです。

令和2年度のところを見ていただくと77グラムという非常に高い数字になっておりますが、入ってくるごみも多かったというところになるのかなと思います。令和3年度のところについては粗大ごみが直接搬入を、令和3年度から事前申込制に変えているところもありまして、若干その部分でこれまで、気軽にお出しいただいていたごみが事前申込という手続を1つ踏むことによって、若干出しづらくなった部分もあるのかなと思っております。件数としては、確実に直接搬入の件数は事前申込制を導入したことによって下がっております。一概に全部の要因、ごみの排出はいろいろな要因を受けるので、1つに言える

ことではないのですが、そういったこの数字が少し下がっている理由、変化としては直接搬入を事前申込に導入した年ということが1つ言えるのかなと考えております。以上です。

○会 長 それでは続きまして、お願いします。

○委 員 すみません、内容ではないのですが、この差し替え資料と事前にもらったもの、どこが違うのか、差し替えなければいけないのかどうか、ちょっとよく見えなかったので説明していただいていた方がいいですか。

(当日の訂正資料について説明)

○会 長 それではそのほかいかがでしょうか。

○委 員 指標項目②のところですけども、1ページになります。最終処分場での埋立処分量、これをゼロにするという。ここはゼロになっているのですよね。この先もゼロということで、政策的な意味合いというのが、かなり遅れていると。2006年からエコセメントが始まっている、2018年には不燃ごみ、不燃残渣の持ち込みをする自治体もなくなったというようなことを受けて、最終処分場ということにつけられる目標としては、例えば最終処分場での搬入ごみ量、可燃ごみの焼却残渣ですけども、搬入ごみ量としている自治体と、府中市と同じように埋立処分量ゼロという自治体、この2つに大きく分かれるかなと思います。

実は他市でやはりこのことを言ったことがあります。そうしたら、二ツ塚処分場の建設運用反対運動ですね。若いときにやっていたという方が委員でおられて、埋立ごみ量ゼロ、これは私たちの運動の悲願だった、そういう熱い思いをお話しされたということもありますけれども、恐らく多摩地域では長い間、埋立処分量ゼロが1つの目標、スローガンであったから、ゼロを引き続きということになっているのだろーと思えます。そこのところは理解できるのですけれども、政策的な意味合いということになると、やっぱり府中市単独で目標設定をし、そして削減を進めるということ、その場合、二ツ塚の広域組合、25市1町に搬入配分をしていると。事実上の割り当てになっているものですが、それを超過した場合はペナルティ、減らした場合にはボーナスというような形で運用されていると。その前からも政策的には搬入ごみ量のほうがいいのかなという気がしますし、また多摩地域全体で埋立ごみを減らすという、すごく大きな社会的摩擦もありましたし、そのことをやっぱり後々まで記憶にとどめておこうという、そういう意味合いとか。

あるいは場合によって今のエコセメント工場ですね、先ほど絵で見させていただいたのですけれども、それももう16年たって、20年計画ぐらいじゃなかったかなと。その計画はもう寿命という段階、その後どうするのだということ考えたときに、1つ生きてくるのかなという気もするのですよね。その辺

市としてはどう考えておられるのか、皆さんどう考えておられるか聞きたいところですが、時間を取りますので、市のほうではどういうふうに捉えておられるか教えていただければと思います。

○会 長 ありがとうございます。指標を埋立ゼロというのは、多摩地区は多いのですが、それよりは具体的な施策としては搬入量ではないかというご意見になります。またコメント等よろしく願いいたします。

○事務局 ご質問ありがとうございます。本市も搬入配分量の遵守ということも検討経過の中ではございました。説明の冒頭の中で、総合計画の目標値等が連動しているとお話をしましたが、まず総合計画のほうでは配分量ではなく、最終埋立処分量ゼロとさせていただきました。これは委員おっしゃるように、25市1町で東京たま広域資源循環組合を構成しているものになりまして、やはり構成員の一員として、日の出町にごみを持っていつているということをしつかり市として責任を持っていかないといけないかなと思っております。

実は我々も頑張っているのですが、燃やすごみが多摩川衛生組合、クリーンセンター多摩川に行って焼却されて、その焼却された灰が日の出町に行っているということを知っている人がまだまだ多くないのではないかなと思っております。総合計画という市の絶対的な計画の中で、最終処分、埋め立てをする可能性があるということも含めながら、でも、そこは埋め立てしちゃうならんというところを意思表示じゃないのですが、そういった意味合いで、市民周知も考えながら、総合計画の中では埋立処分量、今はゼロで、確かに政策的には既に達成しているものなのですが、あえてそこを入れさせていただいたところがございます。

今回の一般廃棄物処理基本計画の中で、搬入の配分量というところもご意見いただきましたので、考えないといけないことかなと思っておりますが、現時点では配分量を目標値として選択している自治体は、武蔵野市さんとか昭島市さんとか、そういったところになります。そのほかの目標を見ますと、燃やすごみというよりは家庭から排出されるごみの目標を同時に併せて目標設定されているのですが、本市の場合は、とにかくまず燃やすごみを少なくしましょうということを既に設定しているので、入れていい部分のごみ量、東京たま広域資源循環組合に入れてもいいよというところは1つ考えないといけないところなのです。結果として燃やすごみが少なくなれば、入っていくごみも少なくなっていくということは1つ言えるかなと思っておりますので、方向性が少し違うことになってしまうところで、埋立処分をしませんというところをしつかり意思表示のように、同じく総合計画でしたように本計画の中でもしたいと考えております。

やっぱりこの辺りはエコセメント化施設、先ほど資料1-2の中で簡単に説

明させていただきましたが、この施設もいずれ更新を迎えるような建物です。そういったところもあるので、エコセント化を今現在はしているので、東京多摩に埋め立てることは、本市も含めてほかの自治体さんも全てゼロにはなっていますが、この場所が永遠に続くものでなければ、もしかしたらゼロじゃなくなってしまうかもしれないということも可能性としてはあるのかなと思いますので、そこはゼロを目標にするのだというところをしっかりと本市としても持つておきたいというところでの設定をさせていただいているところになります。以上でございます。

○会 長 重たいといいますか過去の古い経緯を持った指標でございますので、まだまだ市民の方に啓発というところも含めて、ぜひ進めていただければと思います。ありがとうございます。そのほか計画目標値についてのご意見等でございますでしょうか。質問でも結構です。いかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。細かなところについては、もし追加で今後お気づきの点があれば、事務局にお問合わせいただく、ご意見を追加で出していただくということも十分可能でございますので、もしよろしければ、先へ少し進ませていただきたいと思います。今の目標設定についてもいくつかご意見出ていますので、また精査して進めてまいりたいと思います。

【廃棄物処理手数料の方針について】

○会 長

それでは続きまして、次第の（２）ですね。「廃棄物処理手数料の方針について」ということで、事務局より資料３について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは諮問事項（２）「廃棄物処理手数料の方針」について、説明させていただきます。資料３「今後の家庭廃棄物処理手数料に係る方針について」をご覧ください。家庭廃棄物処理手数料につきましては、前回、前々回と今後の方針として手数料を値上げするか、値下げするか、据え置きとするかなどについて、ご審議をいただいております。これまでいただいた意見を資料３にまとめておりますので、まずこちらを読み上げさせていただきます。

１つ目、府中市はごみ原単位が少ない現状が続いているが、ゼロ・カーボンシティ宣言をしており、温室効果ガスを減らすことも重要な視点となってくるため、その意味では値下げをすると、少なくとも減量が進まなくなることは間違いないため、結果、市としては考えられないと思う。

２つ目、値上げについては、ごみ処理経費に対する手数料収入の割合が増加していることや、近年のごみ原単位が低水準となっていることを踏まえると、住民理解が得られないのではないかと思う。

３つ目、多摩地域の他市の状況を見ても、おおむね同額の手数料設定であ

り、多摩川衛生組合の構成市でも統一が図られていることから、現状の手数料は適正であると考えます。

4つ目、無料だと何でも捨ててしまうから、ごみの減量を進めるために最低限のお金を取って進めていく必要があると思う。

5つ目、正しく分別すると燃やすごみにかかっていた費用などが減ったという意識がある。きちんと分別すること、そういう意識を持つことで、実質的な値下げになっていくものだと思う。こういったご意見がございました。

これらのご意見内容を踏まえまして、本市の家庭廃棄物処理手数料につきましては、据え置きを基本方針として採用したいと考えております。この方針につきまして、皆様に確認をさせていただきたいと思っております。異議などございましたらお願いいたします。

○会 長 資料3について、処理手数料ですね。こちらについての説明をいただきました。審議会として、これまでいろいろご意見いただいたのをここにまとめていただいておりますけれども、委員の皆様の方針としてはおおむね、現状の段階では据え置きでよいのではないかというのが主体のご意見だったかと思っております。今日のところで何か追加のご意見等あれば、お承りしますが、いかがでしょうか。

前回も、その前も複数回この内容についてはご意見頂戴しておりますので、よろしいでしょうか。もしよろしいようでしたら、審議会としてこの方針について異議はないということで、統一的なご意見として据え置きの方針を支持するということになります。

○委 員 手数料を設定した大きな目的というのは、ごみの減量を進めるということでございますので、ごみ処理手数料をそのために実際にやってきたということ、あくまでもごみの減量を進めるためにということを入れていただいて進めていただきたいなど。これは歴代の方は皆、当時の人間たちはそうやって説明してまいりましたので、それだけをお願いしたいと思います。

○会 長 ありがとうございます。前提の確認ということでございます。間違いなくそのような形で進めると考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、今後はこの方針を基に事務局のほうで、家庭廃棄物処理手数料について検討いただくこととなります。

それでは、本日の「1 諮問事項について」は終了させていただきたいと思っておりますけれども、何か聞き逃したこととか、言い忘れてしまって急いで言ったほうがよかったということがございましたらお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

○委 員 細かいことを言わせていただきます。71ページのところです。最初の行ですけれども、食品ロス推進法となっておりますよね。食品ロスを推進

するみたいな感じを受けますので、やはり削減は入れたほうがいいかなと思います。

それから64ページ、集団回収拡充のところですけども、2行目なのですが、他部署とともにだろうと思いますね。「に」を入れていただくということでお願いしたいと思います。

○会 長 ありがとうございます。また細かなところもお気づきの点があれば、ぜひ積極的に事務局にお伝えいただくと、表現とか文字とかですね、見つかっていい案ができるかと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

【その他】

○会 長 それでは「その他」に参りたいと思います。事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 それでは審議会も半分以上が終了しましたので、今後の流れについてご説明をさせていただきます。まず事務局におきましては、本日委員の皆様からいただきましたご意見を基に、この計画の素案をさらに修正してまいります。また、未完成の部分もございましたので、それも追加していきまして、最終的な計画案を作成していこうと考えております。

次回の第5回審議会なのですが、10月上旬での実施を予定しております。そこでは皆様にその最終的な計画案はこれですという形で、素案を提示させていただきたいと思います。総合的なご意見を次の審議会までの期間でも大丈夫ですので、ご意見等いただければと思います。なお、次回の審議会でおおむねの結論ということで、計画案をひとたびまとめさせていただきたいと考えております。

またその先の話になりますが、次回の第5回審議会でもまとめられました計画案につきましては、市議会への事前説明を経まして、パブリックコメントの手続を行います。これは、市民生活に広く影響を及ぼす市の基本的な政策等の策定に当たりまして、あらかじめその案を公表し、市民の皆様からご意見等をいただき、これを考慮して意思決定をするとともに、いただいたご意見等に対する市の考え方を公表する手続となっております。

ご意見等の募集期間としましては、30日以上を区切って公表する予定です。パブリックコメントの実施結果として、必要に応じて当該計画案の文言修正等を行った計画案を当該審議会の最終結論として、市長に対して答申いただくことになり、この答申をもちまして委員の皆様の審議会の任務が完了するという流れになっております。なお、こちらパブリックコメント終了後の市長への答申内容を決定する第6回審議会につきましては、来年の1月頃を予定

しております。

まとめますと、10月の第5回審議会で計画案の最終審議を行い、翌年の1月に第6回審議会です市長への答申案の審議をしていただくという流れになりますので、ご承知おきください。どうぞよろしくお願いたします。

○会 長 よろしくお願いたします。

○委 員 ただいま事務局から10月の審議会とおっしゃいましたけれども、10月の何日かというのは言われていますか。言われてないですね。これはいつ決まるのですか。いつ頃か言っていたけるとありがたい。

○事務局 今のところ予定としては、10月の4日、5日、6日辺り、上旬のころを予定していますので、近々に日程のほうは調整させていただきまして、1週間以内にはお知らせさせていただくことは可能かなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○会 長 ありがとうございます。そのほか何かご意見等ございますか。今日あまり注意していなかったの、ウェブ参加の委員で、特にご意見等はございますでしょうか。

○委 員 大丈夫です。

○会 長 ありがとうございます。それではこれをもちまして、本日の議題は全て終了とさせていただきたいと思います。ただいま事務局より説明がありましたとおり、次回の審議内容が府中市の基本計画案ということになります。パブコメ等ございまして、また市民の皆様方から広く意見が出てまいると思いますので、委員の皆様にもお目通しいただいたりする機会があるということになります。

次回10月上旬と伺っておりますので、この計画全体について、本日の資料をもう一度お目通しいただいて、何かお気づきの点とかご意見ありましたら、事務局にきちんとお伝えいただけると大変助かります。事務局は各種資料を次も事前に早めに送付していただけるようお願いしたいと思います。それでは、本日はこれで閉会とさせていただきたいと思います。活発なご議論どうもありがとうございました。

午前11時35分閉会